

(補助対象)  
新婚生活のための  
引越費用

(補助金額)  
1夫婦につき  
上限30万円

(補助対象)  
住宅購入費、賃料、敷金、  
礼金、共益費、仲介手数料、  
リフォームに係る費用



令和4年度

# 結婚生活を応援します！

## 熊谷市結婚新生活支援補助金

概要	
どんな世帯が対象？	次の①～⑦の要件全て満たす世帯です。 ①令和4年4月1日から令和5年3月31日までに入籍した世帯 ②夫婦とも婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ③夫婦の所得を合わせて400万円未満の世帯※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額を所得から控除 ④申請日において2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有していること ⑤夫婦とも市税の滞納がないこと ⑥生活保護法の規定による住宅扶助を受けていないこと ⑦夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度の補助金の交付を受けたことがないこと
どんな費用が対象？	令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った次の費用が対象となります。 ○住居費⑦新居の購入費⑧新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料⑨住宅リフォームに係る修繕、増築、改築、更新等の工事費 ○引越費用⑩引越業者や運送業者に支払った引越費用
いくら補助を受けられる？	⑦～⑩を合わせて一世帯あたり、上限30万円です。
申請方法は？	必要な手続きや書類について、熊谷市企画課にご確認の上、直接申請してください。（裏面をチェック！！）

申請書や請求書の様式  
はこちらからダウン  
ロードできます

熊谷市結婚新生活支援補助金

検索



◎熊谷市

◆問合せ◆ 熊谷市役所 総合政策部 企画課

☎048-524-1115(直通)

# 結婚新生活支援補助金の申請手続きの流れ

## ① 必要書類を熊谷市へ提出

申請期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（書類必着）

※事前に、下記問合せ先へご相談ください。

1	補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
2	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）＊1
3	夫婦双方の所得証明書＊2
4	貸与型奨学金の返済額が確認できる書類＊3
5	離職したことが確認できる書類＊3
6	住宅の売買契約書及び領収書その他当該住宅の取得に係る費用についての支払が確認できる書類＊3
7	住宅の賃貸借契約書並びに賃料、共益費、及び仲介手数料に係る領収書その他当該住宅の賃借に係る費用についての支払が確認できる書類＊3
8	リフォームの契約書並びに住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用について支払が確認できる書類
9	住宅手当支給証明書（様式第2号）＊3
10	引越費用に係る領収書＊3

＊1 本籍地が熊谷市ではない方に限ります。

＊2 令和3年1月1日又は令和4年1月1日に本市に住民登録を有していない人に限ります。

＊3 該当する場合に限ります。

※ 上記以外にも、書類の提出をお願いしたり、確認のため御連絡させていただく場合があります。

※ 様式第1号と様式第2号は熊谷市ホームページからダウンロードできます。

## ② 補助金交付決定通知書の受け取り

審査後、補助金の交付が決まりましたら、交付決定通知書を送付します。

## ③ 補助金請求

交付決定通知書に同封された補助金交付請求書を、熊谷市企画課へ提出してください。

結婚新生活支援  
補助金HP



## ④ 補助金の振込

請求書の内容を確認し、市から補助金を振り込みます。



◆ 問合せ ◆ 熊谷市役所 総合政策部 企画課

☎048-524-1115(直通)

©熊谷市